

# — 男女共同参画ふくしまプランの基本的な考え方 —

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成13年3月に期間を10年間として「男女共同参画ふくしまプラン」を策定、平成14年12月に「福島市男女共同参画推進条例」を制定、平成15年7月に男女共同参画を進める拠点施設として「福島市男女共同参画センター」を設置、平成18年3月に期間を5年間とする「男女共同参画ふくしまプラン（改訂版）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けての取組みを進めてまいりました。

心豊かにいきいきと暮らせる社会を創るためには、男女共同参画社会の実現がますます重要となっています。

この計画は、「男女共同参画ふくしまプラン（改訂版）」を策定後の社会情勢や市民の意識の変化等を把握するため平成21年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」をもとに男女共同参画に関する施策及び事業等の見直しを行うとともに福島市男女共同参画推進条例に基づく基本計画として位置づけるものです。

## 2 計画の性格と期間

この計画は、「福島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会形成のための基本計画として位置づけられるものです。

また、福島市総合計画と整合性を図り策定したものです。

この計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10ヵ年とします。

ただし、この間、国、県をはじめ社会情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 3 計画の基本的な考え方

女性も男性もともに責任を分かち合い、心豊かな生きがいのある社会にするためには、男女がお互いに人権を尊重し、女性も男性も対等なパートナーとして、自らの能力を発揮し活躍できる社会制度を構築する必要があります。

本計画では3つの大きな基本目標を掲げ各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を目指します。

### 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。